

**税務** 税務課からのお知らせ問 税務課 課税係
☎476-1111(113)**◆後期高齢者医療保険料率が変わります**

後期高齢者医療保険では、被保険者の皆様の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに県内統一で保険料率の見直しをすることになっています。被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けられるように、平成26・27年度の保険料率が下記のとおり改定されました。

○後期高齢者医療保険料率の改定内容

| 内 訳 | 変更前 (平成 24・25 年度) | 変更後 (平成 26・27 年度) |
|---------|----------------------|----------------------|
| 均等割額 | 48,500円 | 51,500円 |
| 所得割率 | 9.05% | 9.32% |
| 年間負担限度額 | 55万円 | 57万円 |

○保険料の計算方法

$$\text{年間保険料} = \text{51,500円 (均等割)} + (\text{総所得金額} - 33 \text{万円}) \times 9.32\% \text{ (所得割)}$$

○低所得者に対する保険料の軽減

次に該当する方は、均等割額が軽減されます。

| 対象者 | 軽減割合 | 均等割額 |
|---|---------|----------|
| 総所得金額が 33 万円以下の世帯で、世帯内の被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない） | 9 割軽減 | 5,100 円 |
| 総所得金額が 33 万円以下の世帯 | 8.5 割軽減 | 7,700 円 |
| 総所得金額が 33 万円 + 24.5 万円 × 被保険者数 以下の世帯 | 5 割軽減 | 25,700 円 |
| 総所得が 33 万円 + 45 万円 × 被保険者数 以下の世帯 | 2 割軽減 | 41,200 円 |

【お問い合わせ先】

大崎町役場 税務課課税係 TEL：476-1111（内線113）

鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課保険料班 TEL：099-206-1329